

令和8年

目黒区教育委員会

第6回定例会会議録

(令和8年2月17日開催)

第6回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和8年2月17日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	高橋和人
	教育委員会教育長職務代行者	若井田正文
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	高橋智佳子
	教育委員会委員	小枝義典

出席職員	教育次長	高橋直人
	教育政策課長	藤原康宏
	学校運営課長	田中哉子
	学校ICT課長	西原昌典
	学校施設計画課長	鈴木隆介
	教育指導課長	斎藤圭祐
	教育支援課長	末木颯子
	統括指導主事	佐藤泰之
	統括指導主事	久野歩
	生涯学習課長	斎藤洋介
	八雲中央図書館長	坂本祐樹

書記		川島健
		松園拓人

(議事日程)

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 0 号 | 目黒区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (意見聴取) |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 号 | 目黒区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (意見聴取) |
| 日程第 3 | 議案第 1 2 号 | 目黒区立幼稚園条例の一部を改正する条例 (意見聴取) |
| 日程第 4 | 議案第 1 3 号 | 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例 (意見聴取) |
| 日程第 5 | 議案第 1 4 号 | 目黒区立目黒南中学校新築工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 6 | 議案第 1 5 号 | 目黒区立目黒南中学校新築に伴う機械設備工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 7 | 議案第 1 6 号 | 目黒区立目黒南中学校新築に伴う電気設備工事の請負契約 (意見聴取) |
| 日程第 8 | 議案第 1 7 号 | 目黒区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について |
| 日程第 9 | 議案第 1 8 号 | 目黒区めぐろ学校サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 1 0 | 協議事項 | 放課後フリークラブの実施に関する規則の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 報告事項 | 令和 8 年度教育行政運営方針 (案) について |
| 日程第 1 2 | 報告事項 | 令和 7 年度学級閉鎖等の状況 (2 月 1 3 日現在) |

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和8年第6回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は高橋委員です。
それでは議題に入りますが、日程第1及び日程第2はいずれも通園支援事業に関する内容ですので、一括して議題とします。
なお、質疑と採決は個別に行うこととします。

(日程第1 議案第10号 目黒区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (意見聴取))

(日程第2 議案第11号 目黒区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (意見聴取))

- 学校運営課長 (資料により説明)
- 教育長 まず日程第1について、ご質問等がありますか。
- 委員 内閣府令の定めに基づいて制定するとの説明がありましたが、その内閣府令自体の内容を十分に理解できていません。「準じて」というのは、具体的に目黒区の状況に合わせてどのように規定したのでしょうか。
- 学校運営課長 内閣府令で定める基準とは、議案第10号に関係するもので、いわゆる「こども誰でも通園制度」を実施する事業所を、児童福祉法上の事業として認可するための基準です。私立幼稚園や私立保育園等から、この制度を実施したいという申出があった場合に、区は本条例の基準に基づいて認可を行います。
- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第10号は原案どおり可決します。
次に日程第2について、ご質問等がありますか。
- 委員 議案第11号には「特定」という言葉がついており、議案第10号にはついていないのですが、この違いについて教えてください。
- 学校運営課長 議案第10号の「乳幼児等通園支援事業」は、いわゆる「こ

ども誰でも通園制度」という制度そのものを指しています。この制度は、子どもたちに遊びや社会経験の場を提供し、成長を応援することで、保護者の育児負担の軽減やストレス解消を目指す事業であり、その認可の基準になります。

一方、議案11号は、議案10号の基準を満たした事業者が、子ども・子育て支援法に基づき、給付の対象となる施設として事業を行うための確認の基準になります。

また、こども誰でも通園制度を利用した際の運営経費は、令和8年4月から法定給付として支給されます。議案第11号は、この法定給付を受けるに当たり、事業者が必要な基準を満たしているかを確認する基準になります。

○教育長

根拠となる法律が議案第10号と第11号で異なります。議案第10号は、事業の認可の基準を定めるものであり、議案第11号は、その事業を実施する際に自治体が行う確認や、利用者への給付に関する基準を定めるものです。ただし、「特定」という言葉が具体的にどの部分を指しているのかが分かりにくいと感じました。

○学校運営課長

特定乳児等通園支援業者の「特定」とは、こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業を行うに当たり、「特定の要件を満たしている事業者である」という意味です。その事業者が、施設として条件に合致しているのかを確認するための基準が議案第11号です。

例えば保護者が区立中央町保育園でこの制度を利用したい場合、まず区に申込みを行い、区が利用確認書のようなものを発行します。その後、利用したい保育園に申込み、利用が始まると、利用料金が区から事業者へ支払われる仕組みです。

議案11号は、この「サービス提供者として守るべき基準」を定めるものです。例えば、議案中の第2章「運営に関する基準」の第5条「面談」では、「特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等支援の利用の申込みを受けた後は、当該乳児等支援給付認定子どもに対して面談をしなければならない」と定めています。このように、適切にサービスを提供できる事業者であるかどうかを区が確認します。その確認を受けた事業者が行う事業ということから、「特定」という文言がついていると理解しています。

○教育長

認可を受けた事業者が実際に事業を行う際には、改めて確認

を行った上で事務手続に入り、住民からの申込みを受け付ける流れになる。その２段階目の基準を条例で定めていることから、「特定」乳児等通園支援事業という名称になっているという理解でよいでしょうか。

○学校運営課長 そのとおりです。

○委員 今朝この資料を読んだ際はなかなか理解できなかったのですが、今の説明でおおむね分かりました。ただし、やはり「特定」という言葉には強い違和感があります。「特定」と聞くと、例えば障害を持った子どもや、何らかのトラブルを抱えた子どもを想定している、というような誤解を招く可能性があると思います。資料に「特定」という言葉の定義がどこにも書かれておらず、それが分かりづらさの原因だと考えていますが、いかがでしょうか。

○学校運営課長 「特定」という言葉の使い方についてですが、区が独自で決めているものではなく、法律の用語をそのまま用いています。

私自身も説明に当たり数日間調べましたが、「特定」の意味を明確に説明した資料は見つけれませんでした。ただ、各資料から読み取れる範囲では、「乳児等通園支援事業」が「こども誰でも通園制度」そのものを指し、その制度を実施するには、自治体が事業所に対して認可・確認をする必要があります。その「区から確認を受けた事業者」を「特定乳児等通園支援事業者」と呼ぶという理解です。

○教育長 つまり、区が独自に設定した名称ではなく、子ども・子育て支援法の用語をそのまま引用しているということですね。

また、本件については、現時点では想定していないものの、区立幼稚園やこども園も、場合によっては対象となり得るため、今回議案を付議しているという理解で良いでしょうか。

○学校運営課長 こども誰でも通園制度については、区立幼稚園やこども園も実施主体となる可能性があります。ただし先ほど説明したとおり、現時点では人員体制や環境整備など、解決しなければならない課題があることから、実施に向けた検討には至っていません。

○教育長 その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、採決を行います。

本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第11号は原案どおり可決します。
次に日程第3及び日程第4は、いずれも幼稚園の一時預かり事業に関する内容ですので、一括として議題とします。
なお、質疑と採決は個別に行うこととします。

(日程第3 議案第12号 目黒区立幼稚園条例の一部を改正する条例
(意見聴取))

(日程第4 議案第13号 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例 (意見聴取))

- 学校運営課長 (資料により説明)

○教育長 まず日程第3について、ご質問等がありますか。

○委員 今回の制度は在園している子どもたちも対象とのことですが、ここでいう「退園」とは、一時預かりだけではなく、通常の幼稚園の通園そのものから退園するという意味も含まれるのでしょうか。

○学校運営課長 新旧対照表に記載のとおり、一時預かり事業の実施を第8条に規定することに伴い、現行の第8条の退園に関する規定を第10条へ移行したものです。したがって、この「退園」は一時預かりに限ったものではなく、転居などにより幼稚園を退園するような場合も含めた意味での「退園」になります。

○教育長 その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、採決を行います。

本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第12号は原案どおり可決します。
次に日程第4について、ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第13号は原案どおり可決します。
次に、日程第5から日程第7は、いずれも目黒南中学校の新築工事に関する内容ですので、一括して議題とします。なお、質疑と採決は個別に行うこととします。

(日程第5 議案第14号 目黒区立目黒南中学校新築工事の請負契約
(意見聴取))

(日程第6 議案第15号 目黒区立目黒南中学校新築に伴う機械設備工事請負契約(意見聴取))

(日程第7 議案第16号 目黒区立目黒南中学校新築工事に伴う電気設備工事の請負契約(意見聴取))

○学校施設計画課長 (資料により説明)

○教育長 まず日程第5について、ご質問等がありますか。

○委員 新築工事の請負契約を結ぶことで工事が開始され、議案第15号、第16号にあるような工期遅れによる追加費用は発生しないという理解で良いでしょうか。

○学校施設計画課長 この3議案の議決をもって各業者と契約することになりますが、工事の過程でイレギュラーが発生した場合には、追加費用が生じる可能性はあります。ただ、現時点ではこの内容で工事着手となる予定です。

○教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第14号は原案どおり可決します。
次に日程第6について、ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第15号は原案どおり可決します。
次に日程第7について、ご質問等がありますか。

特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第16号は原案どおり可決します。
次に、日程第8を議題とします。

(日程第8 議案第17号 目黒区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について)

- 教育政策課長 (資料により説明)

- 教育長 事業者が不服を申し立てている理由は、この審査請求書に添付されている法人の情報について開示するのは問題があるという趣旨で申立てを行っているという理解で良いでしょうか。

- 教育指導課長 そのとおりです。資料に記載されている、「在学生を紹介いただいた大学・日本語学校」及び「在学生への周知にご協力いただいた大学・日本語学校」が対象の情報です。

- 教育長 区としては、これらの情報を開示しても問題ないと判断しているということでしょうか。

- 教育指導課長 はい。固有名詞が記載されていることは認めますが、「企業のノウハウ等に関する情報を特定されるリスクが極めて高い」という審査請求人の主張は、企業における一般的な採用活動の一環として行われる行為であり、事実と異なるため否認しています。区としては、部分開示しても問題ないと考えています。

- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

- 教育長 全員賛成ですので、議案第17号は原案どおり可決します。
次に、日程第9を議題といたします。

(日程第9 議案第18号 目黒区めぐろ学校サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則)

○教育支援課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第18号は原案どおり可決します。
次に、日程第10を議題とします。

(日程第10 放課後フリークラブの実施に関する規則の一部改正について
(協議事項))

○生涯学習課長 (資料により説明)

○教育長 この件について、ご質問等がありますか。

○委員 改正案の第2条中に「目黒区立小学校の放課後等に学校施設等において」という文言があります。現行の規則では「放課後の子どもの安全安心な遊び場」という記載と、「小学校の施設等において、学校の休業日等に子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会」という記載があります。改正案の「等」は、これらを全て包括しているという理解で良いでしょうか。

○生涯学習課長 そのとおりです。「放課後等」の「等」は、子ども教室の団体の中には、土曜日に開催している事業者もあること、また最近では一部の小学校で朝の登校前の時間帯に実施している例もあること、今後「朝の居場所」として拡大の可能性があることを踏まえ、このような表現にしています。

また、「学校施設等」の「等」については、9割以上は学校施設内で開催していますが、一部は区の住区センターで実施しているケースもあるため、このような表現にしています。

○委員 現在、中学生も含めてクラブ活動が縮小化され、スポーツ活動を行える場が十分でないという認識があります。今回の定義を見る限り、対象は小学生のみと理解していますが、中学生なども参加できるようにするという考えは現時点でありますか。

○生涯学習課長 現段階では小学生を対象としています。ただ、中学生の放課

後の居場所づくりやクラブ活動の縮小化等の状況を踏まえ、今後の事業展開の中で参考にしたいと考えています。

- 委員 休日の開放はセキュリティ面で難しいところがあると思いますので、その点に十分配慮していただきたいと思います。
- 生涯学習課長 児童・生徒が登校していない土曜日であっても、学校警備の方が責任を持って対応しています。今後、警備の委託も進んでいく中で、その点についても適切に仕様を定めていくものと考えています。
- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、この協議を了承します。
次に、日程第11を議題とします。

(日程第11 令和8年度教育行政運営方針(案)について(報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
- 教育長 本件については、予算案の議決を経た上で最終的に決定するということが良いですか。
- 教育政策課長 令和8年度当初予算への計上が前提の事業もあるため、予算議決を経て教育委員会として決定するものになります。
- 教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第12を議題とします。

(日程第12 令和7年度学級閉鎖等の状況(2月13日現在)(報告事項))

- 学校運営課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 先週の会議の際に、インフルエンザの罹患率が非常に高く、学級閉鎖が増えているという説明がありました。先週の資料が手元にないため正確ではありませんが、小学2年生の学級閉鎖が多かった印象があります。今回の資料を見ると、2年生はかなり少なくなりましたが、ほかの学年へ少し広がってきているようにも見受けられます。
特にここ数年で感染症に関する知見や学級閉鎖の事例が蓄積されたことを踏まえ、学年ごとの傾向など、統計的な解析

や考察を行うべき時期に来ているのではないかと感じます。保健行政にも関わる分野だと思いますので、こうしたデータを踏まえ、今後検討していただければと思います。

○教育長

その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

○教育長

その他なにかありますか。

特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時35分閉会)